

令和元年(2019年)6月25日

彦 根 市 長 様

彦根市入札監視委員会

委員長 荒川 葉



令和元年度第1回彦根市入札監視委員会における審議案件について(答申)

令和元年(2019年)5月27日開催の彦根市入札監視委員会における調査審議案件について、彦根市入札監視委員会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 入札および契約手続の運用状況等について

特段の指摘事項はなし。

2 抽出案件について

(1) 「H30 大藪磯線道路整備工事(その2)」について

特段の指摘事項はなし。

(2) 「市営西沼波住宅解体工事」について

特段の指摘事項はなし。

(3) 「荒神山公園野球場照明設備工事」について

本件工事については、ほ装や植栽等といった工事内容も含まれていることから、安全性の確保等の面で一体的に整備する必要がある場合など、特別に配慮すべき事情がない限り、分離発注をすべき案件である。

今後、類似の工事を発注する際は、市内業者の受注機会の拡大の観点からも、分離発注が可能かどうかについて、十分検討を行い、適正な対応を図られたい。

(4) 「市立病院健診センター内装改修工事」について

特段の指摘事項はなし。



(5) 「H30 正法寺町配水管布設替工事(その2)」について

特段の指摘事項はなし。

(6) 「H30 玄宮園護岸保存整備工事工事監理委託業務」について

特段の指摘事項はなし。

3 予定価格および最低制限価格の公表について

(1) 予定価格の事前公表について

いくつかの自治体では、不正な入札の抑止力や、職員による予定価格の漏えい等の不正行為の防止、ひいては、入札・契約に係る透明性の確保も期待して、予定価格の事前公表がなされている。

しかし、国においては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(以下「指針」という。)」の中で、予定価格の事前公表により、競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、最低制限価格を強く類推させ、これを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねない等の問題から、入札前の公表は行わないこととしている。

また、国は、指針の中で、地方公共団体においては予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないものの、予定価格の事前公表の適否を十分検討した上で、そのような弊害が生じないように取り扱うこととし、弊害が生じた場合は、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うこととしている。

こうした指針の考え方に鑑みると、予定価格の事前公表により生じる弊害等への検証を行わないまま、指針の方向性と逆行する形で、直ちに公表時期を事後から事前に切り替えることは、相応のリスクも考えられ、拙速すぎる感が否めない。

したがって、予定価格の事前公表については、まずは一定の試行期間を設け、その間における弊害等の有無を十分検証した上で、本格導入の是非について慎重に判断されたい。

(2) 最低制限価格の事後公表について

国は、指針において、入札・契約の過程と契約内容の透明性の確保、入札・契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、ダンピング受注の防止等の観点から、最低制限価格を定めた場合、その価格を契約締結後に原則公表することを求めている。

こうした指針の考え方に鑑みると、最低制限価格を非公表にしていることは好ましい状況ではないこと、また、最低制限価格が本委員会でも適正な審議を行うための当然に必要な指標であること、さらに、県内他市の多くが最低制限価格の事後公表を行っていることを踏

まえ、早期に事後公表の実施について検討されたい。